

陸運と安全衛生

テールゲートリフター 思いもよらない危険が潜む 職場で徹底 正しい作業
陸災防「令和5年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品

2023
7
No.651



八甲田の湿地帯（写真提供：青森県）

トピックス

- ・令和4年度「過労死等の労災補償状況」発表
- ・近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と問題点

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トピックス

- 令和4年度「過労死等の労災補償状況」発表 (1)
- 近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と問題点 (3)

安全

- 「令和5年度(第3回)フォークリフト安全の日」行事が開催されました (8)
- 労働安全衛生規則等一部改正のQ & A (10)
- 【連載】モータージャーナリスト森山みずほのポイントオブビュー
突然ですが趣味はありますか? (18)
モータージャーナリスト 森山みずほ
- 【連載】陸運業における死傷災害データの分析
労働者が参画する安全衛生教育を模索しよう! (20)
- 【災害事例とその対策】
ウイング車の荷台から降りる途中で転落し重傷 (32)
- 労働災害発生状況(令和5年速報) (36)

健康

- 【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2023
昨今の結婚事情を心理分析すれば
—男性は経済事情、女性は「保存」タイプ増加?— (15)
精神科医 夏目 誠
- 【会員特別価格】熱中症対策セット販売のご案内 (34)

陸災防情報

- 夏期労働災害防止強調運動実施中です! (9)
- 改正労働安全衛生規則等説明会のご案内 (12)
- 「テールゲートリフターによる荷役作業向け特別教育」のご案内 (13)
- 「テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座」のご案内 (13)
- 「テールゲートリフター特別教育関連図書・用品のご案内 (14)
- 【支部の活動(フォークリフト運転競技大会)】
各都道府県で競技大会が開催されています(開催日及び上位者のご紹介) (24)
- 「令和4年度 陸運事業者のための安全マネジメント研修」アンケート結果 (26)
- 「令和5年度 陸運事業者のための安全マネジメント研修」のご案内 (28)
- 小企業無災害記録表彰/小企業無災害記録証交付 (29)
- 「第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in青森」のご案内 (30)
- 「安全ポスター No.83」のご案内 (38)

関係行政機関・団体情報

- 【厚生労働省】「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施中! (37)

令和4年度「過労死等の労災補償状況」発表

—過労死等防止対策に引き続きお取り組みください—

厚生労働省では、このほど令和4年度の「過労死等の労災補償状況」を公表しました。
陸運業における脳・心臓疾患による労災認定件数は、令和4年度は減少に転じました。また、陸運業における精神障害の労災認定件数についても、令和4年度は減少に転じました。

1 陸運業に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況のポイント

陸運業における過労死等の労災認定状況についてポイントをまとめました

令和4年度における全産業の脳・心臓疾患による労災請求件数は803件で、前年度と比べ50件の増加となりました。令和2年度と比べても19件の増加となっています。認定件数は194件で前年度比22件の増加となり、うち死亡件数は前年度比3件減の54件でした。

業種別（大分類）では、請求件数は「運輸業、郵便業」176件、「卸・小売業」116件の順で多く、認定件数は「運輸業、郵便業」56件、「建設業」30件、「卸・小売業」26件の順となっており、業種別（中分類）では、「道路貨物運送業」において、請求件数が133件、認定件数が50件と、いずれも全業種中最多となっています（図1、表1）。

陸運業界における過労死防止に向けて、長時間労働抑制への取組は極めて重要かつ急務です。

図1 脳・心臓疾患の請求及び認定件数の推移（令和2年度～令和4年度）

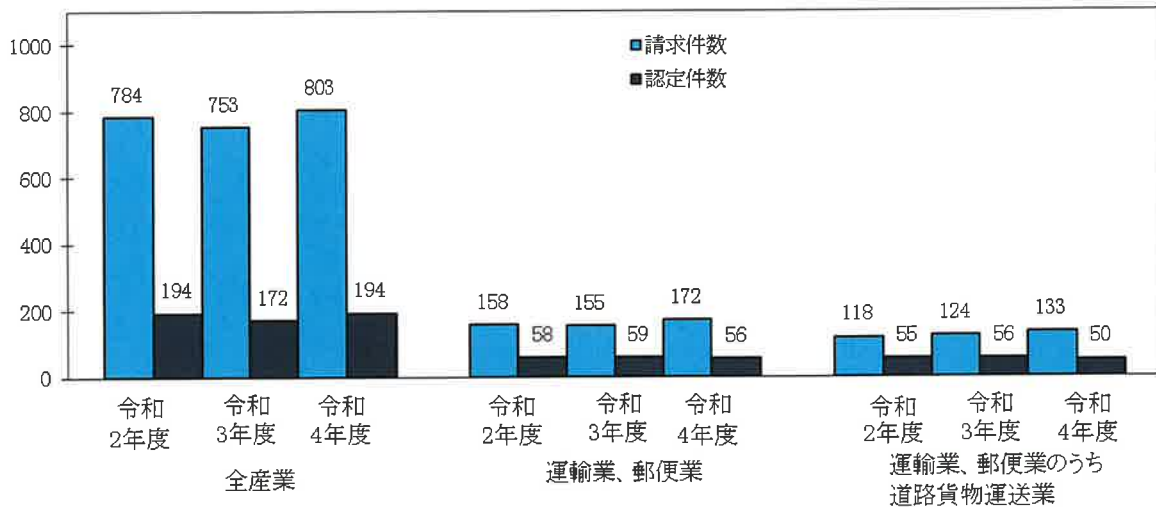


表1 脳・心臓疾患の業種別請求及び認定件数（令和2年度～令和4年度）

(件)

	令和2年		令和3年		令和4年	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全産業	784	194	753	172	803	194
製造業	92	17	88	23	72	14
建設業	108	27	105	17	93	30
卸・小売業	111	38	92	22	116	26
運輸業、郵便業	158	58	155	59	176	56
道路貨物運送業	118	55	124	56	133	50

(注)厚生労働省職業病認定対策室の資料による。

2 陸運業に係る精神障害に関する事案の労災補償状況のポイント

大幅増となり、認定件数は710件で前年度比81件の増となっています（図2）。

「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」の請求件数は増加傾向にありますが、認定件数は37件で前年比10件減となり令和4年度は減少しました（表2）。皆様の事業場におかれましては、引き続きメンタルヘルス対策にお取り組みください。

図2 精神障害の請求及び認定件数の推移（令和2年度～令和4年度）

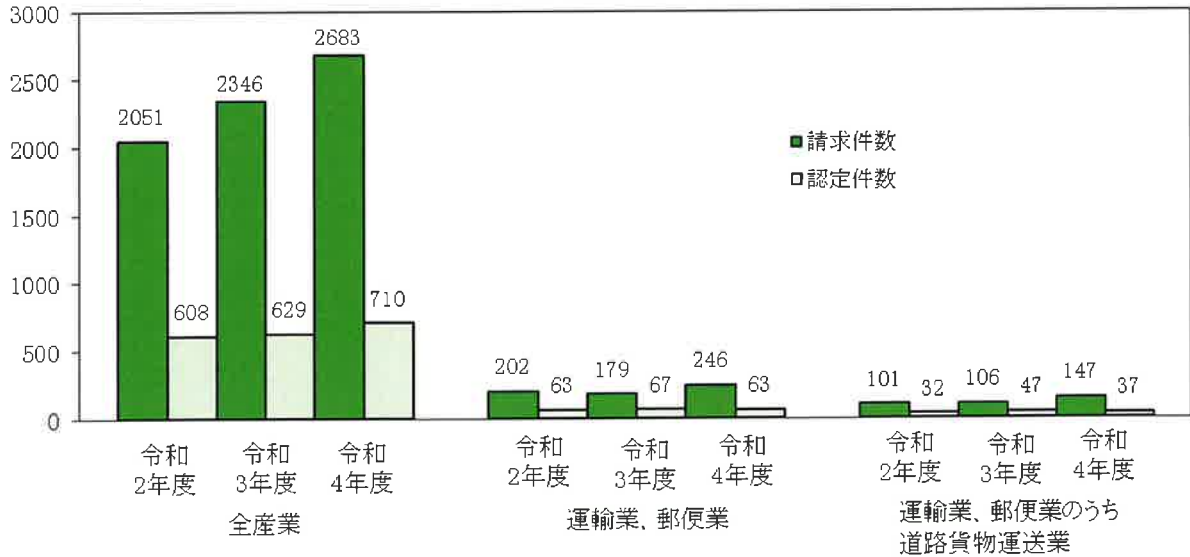


表2 精神障害の請求及び認定件数（令和2年度～令和4年度）

(件)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全産業	2051	608	2346	629	2683	710
製造業	326	100	352	106	392	104
建設業	89	43	122	37	158	53
卸・小売業	282	63	304	76	383	100
運輸業、郵便業	202	63	179	67	246	63
道路貨物運送業	101	32	106	47	147	37

(注)厚生労働省職業病認定対策室の資料による。



【令和2年～令和4年】 近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と問題点

安全管理士 堀野 弘志

フォークリフトによる過去3年の事故の型別・業種別死亡災害発生状況（令和2年～4年）

事故の型	業種 年齢区分	製造業			建設業			陸運業			港湾荷役業			商業			その他			計			3年 合計		
		令和			令和			令和			令和			令和			令和								
		2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4			
墜落・転落	50歳以上	1	2					1	3							1	1	1				3	3	4	10
	50歳未満		1					1							2							1	3	0	4
転倒	50歳以上	2					1									1	1	1				3	1	2	6
	50歳未満					1	1									1	1		2			2	0	4	6
激突	50歳以上			1				1	1							1						1	0	3	4
	50歳未満									1												0	0	1	1
飛来・落下	50歳以上	1		1										2	2							3	2	1	6
	50歳未満			1	1		1											1				2	0	2	4
崩壊・倒壊	50歳以上								1	1												0	1	1	2
	50歳未満						1															0	1	0	1
激突され	50歳以上		1	1			2	2	1							2	1		2			3	2	7	12
	50歳未満			1		1									1							0	2	1	3
はさまれ・巻き込まれ	50歳以上	3	1	2	1			4	1	2		1			1			1			8	4	5	17	
	50歳未満			1				1						1				1			2	0	2	4	
交通事故	50歳以上																1				1	0	0	1	
	50歳未満		2	1													2				2	2	1	5	
合計	50歳以上	7	4	5	1	0	3	8	3	7	0	1	0	2	3	5	4	2	3	22	13	23	58		
	50歳未満	0	3	4	2	2	2	2	0	1	0	0	0	1	3	1	4	0	3	9	8	11	28		
3年合計		23			10			21			1			15			16			86					

(資料：厚生労働省安全衛生部)

1 はじめに

令和4年の労働災害による死亡者数のうちフォークリフトが起因となった事故の死亡者数は34人で、前年の21人から13人の大幅増加となりました。

業種別では、対前年比で陸運業は5人増加、製造業は2人増加、建設業は3人増加、商業は増減なしとなりました。

また、被災者の年齢区分別では、50歳未満が対前年3人増加の11人、50歳以上は10人増加の23人となり、結果として高年齢労働者の割合は68%で増加傾向となっています。

2 近年の死亡災害の特徴（全産業）

過去3年間におけるフォークリフトが起因となった死亡者数は、令和2年31人、令和3年21人、令和4年34人と増加傾向になりました（図1）。

業種別には過去3年間の合計で見ると、製造業が最多の23人(27%)、次いで陸運業が21人(24%)、商業15人(17%)、建設業10人(12%)の順となっています。

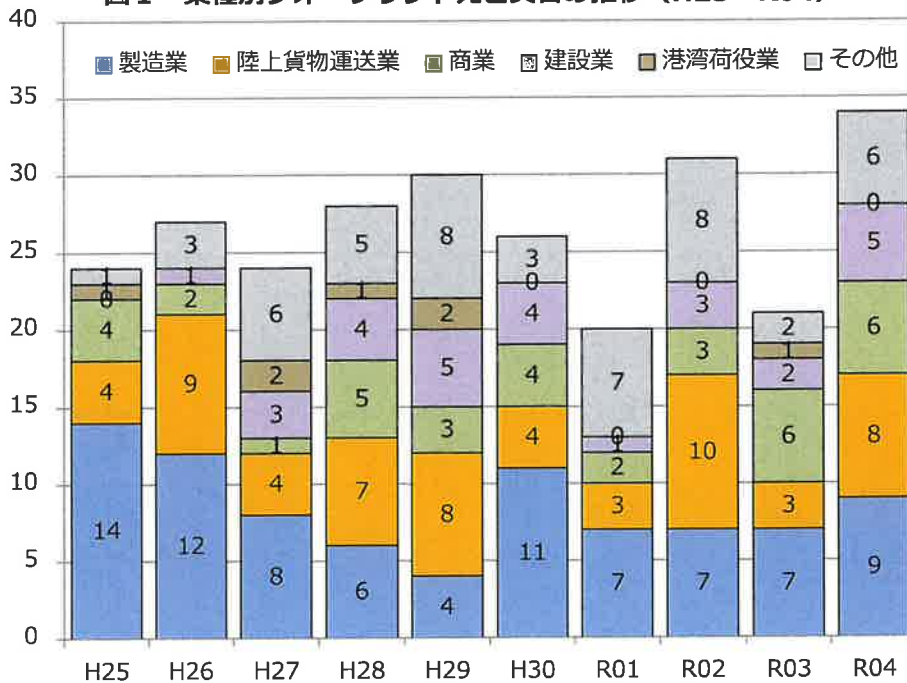
事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが21人(24%)と最も多く、「激突され」が15人(17%)、「墜落・転落」が14人(16%)、「転倒」が12人(14%)、「飛来・落下」が10人(12%)の順となっています（図2）。

また、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」については、被災者の高齢労働者の割合が高いことが特徴となっています。接近するフォークリフトに気づき難く、素早く回避できないなどが原因と考えられます。

3 令和4年死亡災害の事故の型別問題点（全産業34人）

① 激突され（8人）

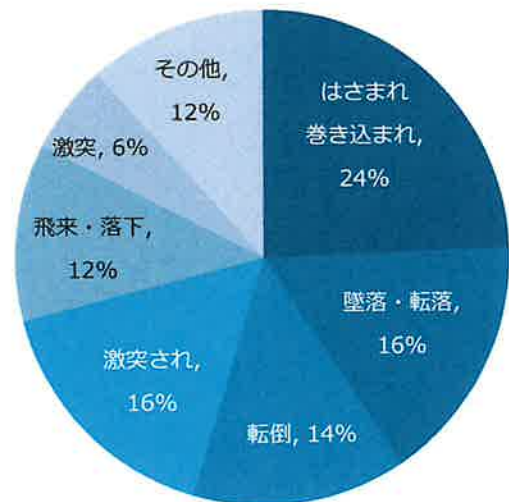
図1 業種別フォークリフト死亡災害の推移 (H25~R04)



- ・事務所から作業場所に徒歩移動中、コンテナを倉庫内に搬入するため後進中のフォークリフトに激突された。
- ・車両積載型トラッククレーンのワイヤーで牽引しフォークリフトを積載中、不適切な固定状況の道板が外れ右後輪が脱輪し横転したフォークリフトの下敷きとなった。
- ・子牛運搬用鉄柵にフォークを差し入れようとした際、無資格のフォークリフト運転者がエンジンをかけたまま運転席から下車し、フォークリフト前方に移動中、フォークリフトが前進しバックレストと鉄柵の間に挟まれた。
- ・故障したフォークリフトを牽引するため、トラックとフォークリフトの間に立ってワイヤーを接続しようとしていたところ、フォークリフトの運転者の操作ミスで挟まれた。
- ・機械の運搬作業中、被災者は機械の下部にフォークを差し込むためにフォークリフトと機械の間で誘導していたが、フォークリフト運転者が急発進させたため挟まれた。
- ・圧縮梱包された段ボールを移動させるためフォークリフトを前進させたところ歩行中の被災者と接触し、被災者が下敷きとなった。
- ・フォークリフトの走行範囲に立ち入った被災者が空コンテナを運搬中のフォークリフ

図2 事故の型別フォークリフト死亡災害

R02~R04



- トに接触した。
- ・機械解体中、フレームをガス溶断中の被災者が、未切断状態のフレームを搬出しようとしたフォークリフトの動きでフレーム間に挟まれた。

【問題点】

- ・無資格者による操作ミス
- ・進行方向への安全確認不足
- ・危険個所での危険予知不足
- ・用途外使用(牽引・被牽引)
- ・安全確認及び合図の不足

- ・逸走防止措置の不実施
- ・危険個所への立入禁止措置不実施

② はさまれ・巻き込まれ（7人）

- ・ゴミ拾い中の労働者が積み荷前進走行中のフォークリフトの積荷に激突され、更に前輪に腹部を轢かれた。
- ・許容荷重を超える荷を運搬するためにカウンターウェイトの上に垂鉛のインゴットの束(0.96 t)を載せていたが、前のめりになりインゴットの束がフォークリフト運転者に激突し、ハンドルとの間に挟まれた。
- ・配管内部の部品をフォークリフトで引き出そうとして、部品とフォークリフトを繋いでエンジンを掛けたところ前方に急発進し、フォークリフトの前にいた被災者が挟まれた。
- ・フォークリフトで車両からコンテナを卸す作業中、トラックドライバーの存在に気付かず卸したため被災者が挟まれた。
- ・トレーラトラクタのエンジンが始動しなかったため、トラクタをトレーラから引き離そうとフォークリフトで牽引したが、トラクタは動かさず、何らかの理由でフォークリフトが後退し、後ろにいた被災者がフォークリフトとトラクタの間に挟まれた。
- ・工場倉庫前路上にて大型トラックにドラム缶をフォークリフトで積み込み中、ドラム缶の蓋が歩道に落下したのでフォークリフトを後退させ、リフトアップしたままエンジンも切らずに下車したところフォークリフトが逸走しフォークリフトとトラックの間に挟まれた。
- ・資材整理作業中のフォークリフトと資材の間に立ち入った被災者が資材と建屋の間に挟まれた。

【問題点】

- ・主たる用途以外の使用
- ・フォークリフト停車時の逸走防止措置の不実施
- ・安全確認不実施（進行方向、荷卸し場所）
- ・フォークリフトと人の作業区域分けの不実施
- ・危険個所への立ち入り
- ・許容荷重超過

③ 転倒（6人）

- ・1.5 t フォークリフトの左の爪のみに1.4 t

のフレコンを吊りながら移動中、敷き鉄板の窪みでバランスを崩し、フォークリフトが転倒。無資格の運転者が投げ出されヘッドガードに挟まれた。

- ・1.5 t フォークリフトの爪に1 t のフレコンを吊った状態で走行中横転し、無資格の運転者がヘッドガードと地面の間に頭を挟まれた。
- ・刈草収集作業中、回転クランプ装備のフォークリフトでドラム缶を下降・回転させながら、右後方に方向転換しつつ後進している際に転倒し、運転者がマストの下敷きとなった。
- ・バケット装備のフォークリフトで許容荷重を超過した荷を運搬中、急旋回したことでフォークリフトが転倒し、無資格の運転者が投げ出された。
- ・勾配約10度の坂道を積荷後進走行中のフォークリフトが坂道端部から脱輪したことで横転し、投げ出された無資格の運転者がマストと地面の間に挟まれた。
- ・軽トラックから丸太をフォークリフトで卸す作業中、フォークが最大揚高の状態、高さ40cm、傾斜30度の段差に乗り上げバランスを崩したフォークリフトが転倒、無資格の運転者がフォークリフトと地面に挟まれた。

【問題点】

- ・無資格者による危険運転
- ・主たる用途以外の使用（吊荷走行）
- ・許容荷重超過
- ・走行と荷役装置の同時操作
- ・危険個所の走行

④ 墜落・転落（4人）

- ・地方卸売市場内で、フォークリフト走行中、障害物を避けるため迂回した際、誤って段差36cm下へ転落し、横転した。運転者は投げ出されヘッドガードと地面に首を挟まれた。
- ・物流施設内で積み込み予定のトラックが接車前のプラットホームにてリーチフォークリフトで荷揃えをしていたが、積み荷後進走行中、1m高さから転落し、ヘッドガードと床に挟まれた。
- ・物流センタープラットホーム上で、リーチ

フォークリフトで仮置きされているパレット積の番重を出荷場所へ移す作業中、後進させた際にプラットホームから1m下の床に転落し、運転者がフォークリフトの下敷きになった。

- ・オーダーピッキングフォークの傍らで被災者が出血し倒れている状態で発見された。運転席の高さは3.34mの位置にあったことから、運転席からラックに移り、ラックから荷を取り、取った荷をフォーク又は搭乗スペースに置く際に荷とともに墜落したものと推定される。

【問題点】

- ・フォークリフト走行通路の墜落転落防止措置不実施
- ・ピッキングフォーク作業での墜落制止用器具不使用
- ・プラットホーム上の墜落転落防止措置の不実施

⑤ 激突（4人）

- ・倉庫内でリーチフォークリフト運転中、柱に激突し、運転者の腰部付近がリーチフォークリフトと柱に挟まれた。
- ・倉庫内で、フォークリフトで芋を収容したフレコンを運搬中、後進した際にリフトアップしたまま停車している無人のフォークリフトに後ろ向きに激突した。
- ・1.5 tフォークリフトを運転中の運転者が意識を失い倉庫の柱に激突し挟まれた。
- ・フォークリフトに乗り込もうとした運転者が、ヘッドガードの支柱に額を強打したはずみでアスファルト地面に倒れ、後頭部を地面に強打したことにより頸部を損傷した。

【問題点】

- ・運転操作ミス
- ・フォークリフト停車時の措置の不実施
- ・不安全なフォークリフトへの昇降動作
- ・健康管理の不徹底
- ・進行方向の安全確認不実施

⑥ 飛来・落下（3人）

- ・倉庫内で在庫入替え作業中のフォークリフトがピッキング作業中の被災者に気付き、急ブレーキをかけたところ積み荷が傾き被災者に落下した。
- ・トラックからフォークリフトで2.3 tの配

電盤を卸す際、フォークを差し入れる隙間がないため無理な卸し方で傾き倒れ落ちそうになった。すぐ横で作業を見ていた被災者が支えようとしたが支えきれず落ちてきた荷の下敷きになった。

- ・3段積みのロール紙の2段目を回転クランプ装備のフォークリフトで掴み移動し、90度左回転させたところ上段のロール紙が近傍で作業中の被災者に落下した。フォークリフト運転者はロール紙が2段積みだと勘違いしていた。

【問題点】

- ・フォークリフトと人の作業区域分けの不実施
- ・進行方向の安全確認不実施
- ・不適切な走行速度
- ・作業計画未作成
- ・積み取り前の荷の確認不足

⑦ 崩壊・倒壊（1人）

- ・被災者は大型トレーラーで木材の束（長さ4m、高さ0.51m、幅0.68m）24ブロックを配送先まで運搬し、荷台横で荷ほどこ作業中であったが、搬送先の従業員がトラックの反対側からフォークリフトで荷卸しをしたことで木材の束が崩れ落ち被災者が下敷きとなった。

【問題点】

- ・作業開始前の打合せ不足
- ・安全確認不実施
- ・危険個所への立入禁止措置不実施

⑧ 交通事故（1人）

- ・被災者は公道（勾配4度～6度の下り坂）でフォークリフトを回送していたが、フォークリフトが転倒しその下敷きとなった。（保護帽未装着）

【問題点】

- ・運転操作ミス
- ・走行スピード超過
- ・シートベルト及び保護帽未装着

4 近年のフォークリフト起因の死傷災害

過去3年間におけるフォークリフトに起因する死傷者数は、令和2年1,989人、令和3年は2,028人、令和4年は前年比64人増の2,092人で2年連続の増加となりました。

業種別では、過去3年間の合計で見ると、

陸運業が40%で最も多く、製造業30%、商業17%となっています(図3、4)。陸運業は前年比81人の大幅増加で864人となりました。

事故の型別では、はさまれ・巻き込まれが35%、激突され26%でフォークリフトと人の接触つまり轢かれが最も多くなっています(図5、6)。

5 フォークリフト安全作業のポイント

- ① 用途外使用（人の昇降、牽引、吊上げ）禁止
- ② 無資格運転を絶対にさせない
- ③ 逸走防止措置の徹底
- ④ フォークリフトと人の作業エリアを区別する
- ⑤ 横転注意：リフトアップしたまま走行・旋回しない、傾斜通路を走行しない、シートベルトを着用して投げ出されないようにする
- ⑥ 進行方向（前後左右）への安全確認
- ⑦ 作業開始前点検と整備を徹底

図4 業種別フォークリフト死傷災害の割合 (R02~R04)

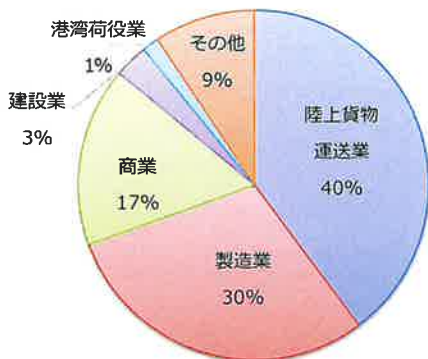


図3 業種別フォークリフト死傷災害の推移 (R02~R04)

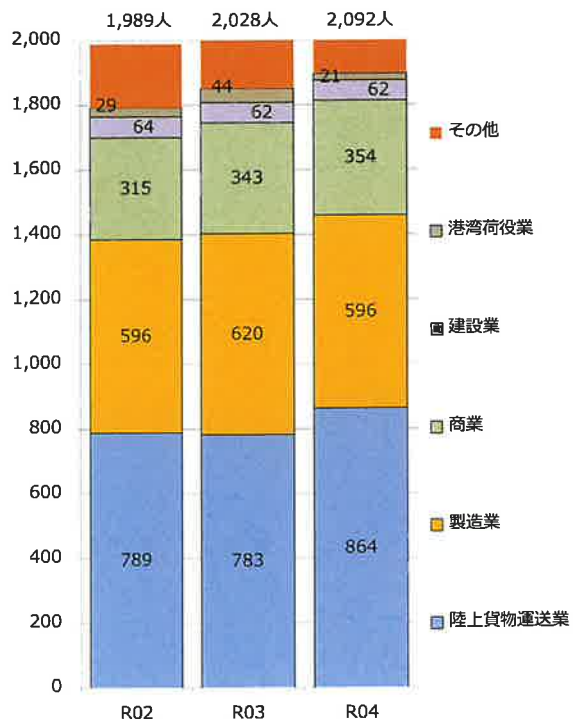


図5 事故の型別フォークリフト死傷災害 R02~R04

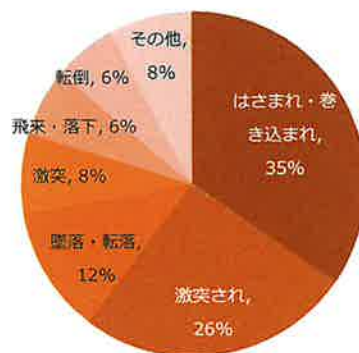
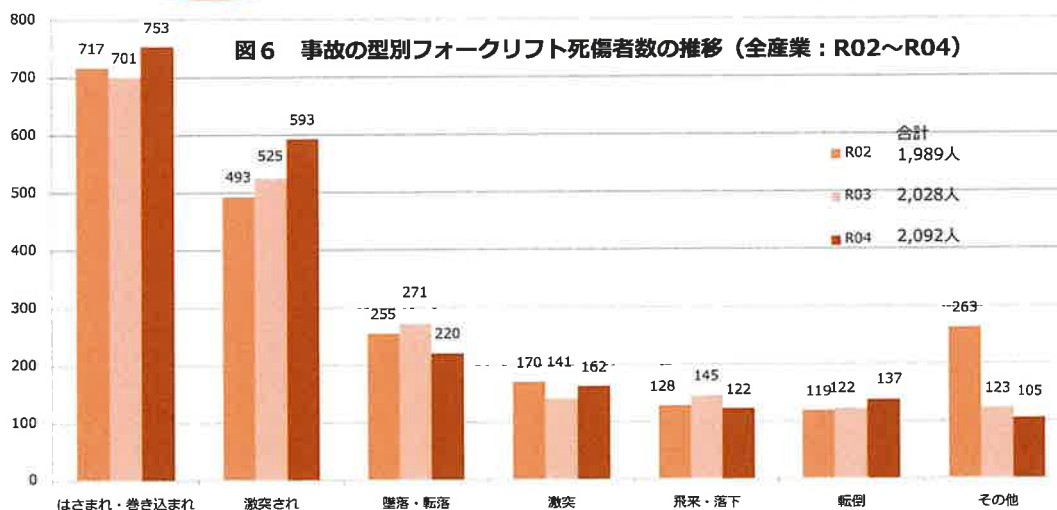


図6 事故の型別フォークリフト死傷者数の推移 (全産業：R02~R04)



【陸災防協賛行事の紹介】

「令和5年度(第3回)フォークリフト安全の日」行事が 開催されました

～ 毎年7月1日から7日は「フォークリフト安全週間」です ～



一般社団法人日本産業車両協会（以下「産車協」という。）は、7月5日(水)都内にて陸災防等の協賛、厚生労働省の後援を得て「令和5年度(第3回)フォークリフト安全の日」行事を開催しました。

この行事は、産車協が毎年7月の第1週を「フォークリフト安全週間」として、フォークリフトの事故防止・安全向上の推進を図る取組の一環として開催され、100名を超える参加者が熱心に聴講されました。

当日の次第及び発表資料は次のURLからダウンロードすることができます。

http://www.jiva.or.jp/pdf/23_SafetyDay_Shidai.pdf

令和5年度(第3回)フォークリフト安全の日

1 挨拶

はじめに、産車協御子神会長から開会、主催者挨拶があり（写真1）、続いて来賓の厚生労働省労働基準局安全衛生部小沼安全課長から挨拶がありました（写真2）。



写真1 開会、主催者挨拶
産車協御子神会長



写真2 来賓挨拶 厚生労働省小沼安全課長

2 フォークリフトに起因する労働災害発生状況について

産車協業務部堀内次長から「フォークリフト労働災害統計の紹介」、続いて陸災防技術管理部井上技術課長から「フォークリフトによる災害発生の特徴と問題点」と題し講演が行われました。

井上技術課長からは本誌3頁から掲載している「近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と問題点」を中心に講演が行われ、「フォークリフトに起因する死亡災害は「はさまれ・巻き込まれ」「激突され」、「墜落・転落」、「転倒」、「飛来・落下」の順に多く、「はさまれ・巻き込まれ」及び「激突され」については高齢労働者の割合が高いことが特徴。また、死傷災害についても高齢労働者の割合が高いことが特徴」との説明がありました（写真3）。



写真3 陸災防井上技術課長

3 フォークリフトの安全技術の取組について

産車協フォークリフト技術委員会内本委員から、フォークリフト各メーカーが車両に装備している事故防止・低減のための機能について紹介があり、今後も安全に貢献できる商品開発に取り組んでいくとの発表がありました。

4 フォークリフトの安全な使用に関するユーザーの取組について

F-LINE株式会社安全防災管理部松元部長から「フォークリフト荷役作業に係る安全マネジメント」と題し講演が行われました（写真4）。



写真4 F-LINE
安全防災管理部松元部長

「全国フォークリフトオペレーターコンテスト」を陸災防が実施している「フォークリフト荷役技能検定」とコラボレーションして開催し、59名が2級合格していること、陸災防が開催している「安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座」に21名を受講させ、全国に講師として配置していることの説明がありました。また、フォークリフトの点検（日次・月次・定期、現場点検）、教育、社内認定制度（フォークリフト セーフティ ドライブ インストラクター）、ドライブレコーダー導入についての説明が行われました。

5 フォークリフトの安全のための厚生労働省、協賛団体の取組紹介 産車協高瀬専務理事からフォークリフトの

安全のための取組について紹介が行われ、陸災防が取りまとめた「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書」（令和4年9月厚生労働省へ提出。高瀬氏は同検討会委員。）に盛り込まれたフォークリフトに関する提言内容について説明されました。また、本年9月27日から29日中災防主催の「緑十字展2023」において特別企画展「防ごう！フォークリフト災害」が開催される等の紹介が行われた後、閉会の挨拶があり、令和5年度(第3回)の行事は終了しました。

なお、行事が開催された会場ロビーでは「フォークリフトの安全に役立つ製品等の紹介コーナー」が設けられ、メーカー7社が参加者に製品をPRしていました（写真5）。



写真5 会場ロビー「フォークリフトの安全に役立つ製品等の紹介コーナー」

「夏期労働災害防止強調運動」実施中です！

～7月1日から7月31日～

荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット

陸災防では、7月1日から7月31日まで「夏期労働災害防止強調運動」を実施し、災防指導員の巡回指導をはじめとして様々な取組を実施中です。

各企業・事業場におかれましては、労働安全衛生関係法令及び陸運労働防止規程を遵守することはもとより、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に展開いただきますようお願いいたします。

「実施要綱」

http://rikusai.or.jp/downloads/boushi_youkou_R5_kaki.pdf

「職場の安全衛生自主点検表」↓

http://rikusai.or.jp/downloads/jisyutenkenhyo_R5_kaki.pdf



夏期労働災害防止強調運動

荷台に潜む危険の芽
命を守る昇降設備とヘルメット

7月1日
7月31日

陸上貨物運送業労働安全衛生協会

運動紙のぼり

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑤

運転位置から離れる場合どのような措置が必要ですか？

運転者が運転位置から離れる場合には、貨物自動車の逸走を防ぐため、

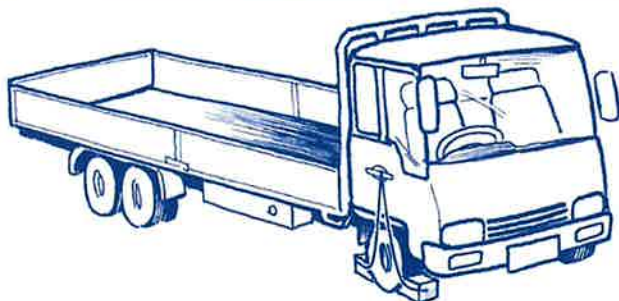
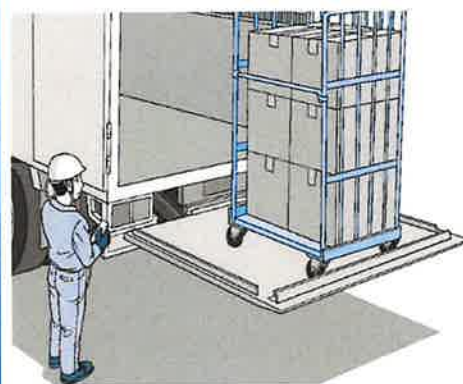
- ① 荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ② 原動機（エンジン）を止めること
- ③ ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずることが義務付けられています。（労働安全衛生規則第151条の11）

しかしながら、

- ◆ エンジンを止めると荷役装置が動かさない荷役運搬車両（貨物自動車）では、運転者一人だけで荷役作業を行うことはできない。
- ◆ 荷役装置の一種であるテールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

というような実態があることから、

- 令和5年10月1日施行の新たな規制では、**
- ◆ 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、①と②の義務は適用除外となり、
 - ① 荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置かなくてもよい
 - ② エンジンを停止しなくてもよいこととなりました。**ただし、③は適用除外にはなりません。**
逸走防止措置を講じることは必要です。



貨物自動車の逸走防止措置としては、**ブレーキを確実にかけること**のほか、**輪止め**などの方法があります。エンジンがかかった状態で荷役作業を行う場合は、ブレーキを確実にかける等の**逸走防止措置を確実に講じるよう**にしてください。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑥

労働安全衛生法には罰則がありますか？

労働安全衛生法では、事業者等にその実施義務等を確実に履行させるために多くの条文に罰則がついています。この度の労働安全衛生規則改正部分に適用される罰則の条文として、安衛法第119条、120条があります。

条文	処分内容(例)	罰則
安衛法 第119条	<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育を行わなかった事業者 ・昇降設備を設置しなかった事業者 ・保護帽の着用をさせなかった事業者 ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった事業者 	6月以下の懲役または50万円以下の罰金
安衛法 第120条	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降設備の設置が義務付けられている貨物自動車で昇降設備を使用しなかった労働者 ・保護帽の着用が必要な貨物自動車で、保護帽を使用しなかった労働者 ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった労働者 ・特別教育の記録を保存していなかった事業者 	50万円以下の罰金

白ナンバーの貨物自動車で、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業においても、作業員への特別教育が必要ですか？

労働安全衛生法では、緑ナンバーと白ナンバーは区別されませんので、白ナンバーのトラックでも特別教育は必要です。また、トラックの最大積載荷重の規程はないので、軽自動車のトラックでも特別教育は必要です。

なお、特別教育の受講対象者は次のとおりです。

- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストロッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、**テールゲートリフターを使用する業務**も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの**昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人**にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

参加費
無料

改正労働安全衛生規則等説明会

昇降設備・保護帽、テールゲートリフター特別教育等

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が公布され、**本年10月1日から**(②は令和6年2月1日から)適用されます。

【主な改正点】

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
- ③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

陸災防の各都道府県支部において、改正規則の内容の他、令和6年4月1日から適用となる改正改善基準告示についての説明会を開催します。（参加費無料）

カリキュラム	
(1) 改善基準告示の解説（労働局）	0.5時間
(2) 労働災害発生状況・改正労働安全衛生法の概要（労働局）	0.5時間
(3) 改正労働安全衛生法の詳細（陸災防）	1.5時間
計2.5時間	

参加申込先・お問合せ先：各都道府県支部

「改正労働安全衛生規則等説明会」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	7月14日(金)	十勝地区トラック研修センター	新潟	7月14日(金)	新潟県トラック総合会館	岡山	7月25日(火)	岡山県トラック総合研修会館
北海道	8月8日(火)	北見地区トラック研修センター	石川	7月27日(木)	石川県トラック会館	広島	8月3日(木)	広島県トラック総合会館
北海道	9月5日(火)	北海道トラック総合研修センター	福井	7月26日(水)	福井県トラック総合研修会館	広島	8月21日(月)	広島県トラック協会 東部研修センター
北海道	9月11日(月)	函館地区トラック研修センター	山梨	8月31日(木)	山梨県自動車総合会館	山口	9月5日(火)	山口県トラック協会 研修会館
青森	8月23日(水)	八戸総合卸センター HOCコネク	長野	7月24日(月)	勤労者福祉センター	徳島	7月19日(水)	徳島県トラック会館
青森	8月24日(木)	青森県トラック協会研修センター	岐阜	7月24日(月)	不二羽鳥文化センター	香川	8月7日(月)	香川県トラック総合会館
岩手	7月19日(水)	岩手県トラック協会総合研修会館	滋賀	8月4日(金)	滋賀県トラック総合会館	愛媛	7月12日(水)	愛媛県トラック総合サービスセンター
宮城	7月18日(火)	宮城県トラック研修センター	京都	8月29日(火)	文化パルク城陽	福岡	9月13日(水)	福岡県トラック総合会館
山形	7月14日(金)	山形県トラック総合会館	大阪	8月2日(水)	大阪府トラック総合会館	佐賀	9月22日(金)	佐賀県トラック協会 研修会館
福島	8月4日(金)	福島県トラック協会 県中研修センター	兵庫	8月3日(木)	兵庫県トラック総合会館	長崎	9月15日(金)	長崎県トラック協会 研修会館
茨城	7月24日(月)	茨城県トラック総合会館	奈良	8月18日(金)	奈良県トラック会館	熊本	9月20日(水)	熊本県トラック協会 研修センター2階
千葉	9月1日(金)	千葉県トラック会館	和歌山	9月20日(水)	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	大分	8月8日(火)	大分県トラック会館
東京	7月24日(月)	東京都トラック総合会館	鳥取	8月29日(火)	新日本海新聞社 中部ホール	宮崎	8月4日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館
東京	8月3日(木)	東京都トラック総合会館	島根	8月1日(火)	くにびきメッセ	鹿児島	8月23日(水)	鹿児島県トラック研修センター
神奈川	7月18日(火)	神奈川県トラック総合会館	島根	8月2日(水)	島根県トラック協会 西部研修会館	沖縄	7月11日(火)	九州沖縄トラック研修会館5F 研修室
右の県につきましては、開催が終了しています。					秋田・栃木・埼玉・富山・静岡・愛知・三重・高知			

「テールゲートリフターによる 荷役作業向け特別教育」のご案内

各都道府県支部にて開催

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます [令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
- 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストロPPER等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。

陸災防の各支部にて、特別教育を開催しますので、ご案内いたします。

- 支部開催の特別教育は、「**学科のみ実施**」と「**学科+実技の実施**」がありますので、申込前に必ずご確認ください。
- お申込み、受付開始日等のお問合せは各支部へお願いいたします。

「テールゲートリフターによる荷役作業向け特別教育」 開催日程

都道府県	開催日					
福島	10月6日 (金)	10月11日 (水)	10月13日 (金)	10月16日 (月)	10月18日 (水)	10月20日 (金)
	10月25日 (水)	10月31日 (火)	11月13日 (月)	11月17日 (金)	11月22日 (水)	
栃木	8月22日 (火)	8月26日 (土)	9月9日 (土)	9月30日 (土)	10月24日 (火)	
東京	8月29日 (火)	9月13日 (水)	10月4日 (水)			
長野	8月20日 (日)					

「テールゲートリフター特別教育の インストラクター養成講座」のご案内

本部及び各支部にて開催

社内で特別教育を行う講師となる方を対象とした講座です。

特別教育における教え方のポイントなどを教授します。本講座の修了者には、修了証を交付します。

- 陸災防本部ホームページにおいて本部開催分の日程をご案内しております。<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kyouiku>
現在、開催日の追加を検討しております。決定次第同ホームページにてお申込みを受け付けます。
- 以下の支部においても同講座を開催します。
[愛知会場](#) [岡山会場](#)

テールゲートリフター作業者必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～



テールゲートリフター作業者必携
～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

令和5年6月/A4判/96頁

定価：990円(税込)

会員価格：890円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

(陸災防会員は、支部へのお申し込みの場合のみ
会員価格でご購入いただけます)

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、お
申し込みください。

[http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/06/
talegate_sagyousya_mousikomi.pdf](http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/06/talegate_sagyousya_mousikomi.pdf)

ご注文は、支部へお申し込みください

テールゲートリフターの安全作業ハンドブック



特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。テールゲートリフター作業における注意事項、チェックリスト、日常点検項目を掲載しております。

手帳サイズ（10.5×15cm）8頁／頒価165円／令和5年6月

DVD「テールゲートリフター学科教育用映像補助教材（仮称）」

特別教育の学科教育の補完教材となる動画教材を現在鋭意作成中です。
7月下旬販売開始予定です。

DVD／約45分／頒価22,000円／令和5年7月下旬販売開始予定

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2023
(第7回)テーマ「昨今の結婚事情を心理分析すれば
—男性は経済事情、女性は「保存」タイプ増加?—

精神科医 夏目 誠

少子化が大きな政治課題になっています。結婚しない人の増加が大きく作用しているのでしょうか。「ためらいの倫理学」で著名なフランス文学者、内田樹 神戸女学院大名誉教授は

結婚の意味の半分は「安全保障」だ。「結婚しないか?」と言ったら「うん、いいよ」と即答してくれればそれで十分ではないか。恋愛感情より信頼と信義をベースに結婚を考えるべきだろう。

と、語っています。

心理学ではどうでしょうか? 「4コマ漫画」で紹介します。

「4コマ漫画」結婚は女性で「生まれ変わる」、男性は「イベント」

社会学者
山田昌弘教授
女性にとって結婚は
「生まれ変わる」



男性は「イベント」

案 夏目 誠 イラストや

「パラサイトシングル」や「婚活」で知られる社会学者で、法政大学教授の山田昌弘博士は「結婚」について

男性にとって「イベント」、女性は「生まれ変わり」と提唱。男性は結婚、または結婚相手によって自分の人生のコースが変わるものだとは思えない。「生まれ変わる」は女性問題を考える時に、もっと強調されてよいと提唱しています。

女性結婚に「生存」、「依存」、「保存」タイプがある！

心理学者・小倉千加子
いわく
3タイプがある



昭和は「依存」
専業主婦願望が

心理学者の小倉千加子博士は、女性の結婚には「生存」、「依存」、「保存」の3タイプがあると、提唱。「生存」は高校卒（専門学校）などに多い結婚で、1人では生活が苦しいけど2人で働き、結婚して店などをもちたい。「生きるための結婚」、すなわち「生存」です。「依存」は短大卒などで短期間働き、「寿・出産退職」です。夫の地位や収入に依存する専業主婦が理想です。「保存」は専門職やキャリアアップを目指す女性で、結婚や出産しても自分の生きざま、ライフスタイルは変えない、自分を「保存」する女性です。

現代は「今のままでいたい、保存」を

「保存」を選択



「依存」の
専業主婦願望は
少数派に



結婚減少を考察すれば男性では経済事情（夫に年収400 - 600万円を希望）が中心で、女性は「依存」が減り「保存」タイプの増加でしょう。

相手選び⇒妥協、折れ合いは嫌だ！！

仕事も、母も、妻も
「スーパーウーマン」
希望が増加



妥協、折れ合っ
ての
結婚はしない

「保存タイプ」は経済自立をしているので、男性を見る目が厳しい。昭和の「見合い結婚」が多かった「妥協して結婚しないと『居場所』がない」という不安はない。相手選びで「妥協しない」、「折れる必要はない」と考えています。減少は止まらないだろう、と考えました。

結婚希望なら態勢づくりや行動が必要

3人の著名な先生の学説を紹介しました。無理して結婚する必要はない。やりたいことや夢があるなら、「この道一直線で行く」のも良いでしょう。

マコマコは結婚をしたいなら、「それなりの準備や態勢を整え、行動が大事」と助言します。昔のような「見合い制度」があれば、結婚できます。今は「結婚したらどう、いい人紹介するから」といったお節介焼きはいません。結婚への圧力もあまりないです。

いつかは結婚相手が現れる、「待ちだけの姿勢」では難しいからです。

最後に「マコトの一言」で締めくくります。

マコトの一言



モータージャーナリスト 森山みずほの

ポイントオブビュー

第4回 「突然ですが趣味はありますか？」

前回、荷捌き作業の仕事体験記を記しましたが、実はこのとき仕事内容とは別に、大いに興味をそそられることがたくさんありました。

その一つが仕事に対する価値観の違い！私は今回、荷捌き体験をしてみたいがために「単発」という募集方法を活用し、仕事探しをしていましたが、実際に行ってみるとこの「単発」という募集方法の仕事は、内容にもよりますが人気なものも多く、活用している人がたくさんいることに驚きました。中にはこの「単発」を専門にしている！？人もいて、あえて単発の仕事だけしているという方ともたくさん出会いました。

まさにジェネレーションギャップです。最近の若い人・・・といっても10～30代ですが、就職にさほど重きを置いてないんですね。大学4年生達に話を聞いても「就職して一生その職場で過ごす、なんてつまらなくないですか？」と言われてしまうほど。しかも「自分に合わなかったら、転職すればいいだけ」とも。一つの仕事をや通すよりも、色々な仕事がやれることのほうがステータスが高いというのです。だから派遣や単発の仕事は、自由度があってすごく理想の仕事だと話してくれました。

親世代が思う単発や派遣の仕事って、ネガティブな印象を持っている人もいると思うし、実際、ママ友達との会話で、わが子が就職せずに派遣で働くことに不安や不満を口にする人もいましたが、今は違うんですね。

そんな価値観の違う子たちに「陸運関係の仕事なんてどう？」と聞いてみると「一人で自由にやれそうだから興味はあるけど、あれって単発でやる仕事では無いじゃないですか。なんていうか職人にならないとダメ的な。運転は嫌いじゃないけど、短時間で済む内容でもないし気軽にできないからね・・・」という。

しかもこの「気軽に」という言葉の中には、予想外の深い意味があって、アルバイトなどでも労働時間によっては社会保険の加入が必要となることを言う人が多かったのです。陸運関係の仕事は短時間では済まない＝勤務時間が長時間になる＝社会保険の加入義務が発生する。この方程式がいやなのだと。

年金制度になんの信頼も抱いていない世代の発想なのでしょう。手取りを確実にして、自分で財テクをしたほうがいいのかと、うまく仕事を組み合わせて過ごしているという人が一人や二人ではなかったのです。

まさか年金制度の不信が陸運業敬遠の理由になっていたとは！（もちろんそれだけではないですけども）

2024年問題が注目されていますが、一言で人材不足と言っても、様々な要因があることを感じました。そしてその対策には、本当にとても新たな視点が必要なのではないかと。とも。自動運転車や先進技術を導入することだけではなく、これからの世代の価値観にもっと合わせる必要性も感じました。

何しろ仕事に対する考え方の違いだけでなく、物事の捉え方も違うのです。例え

ば趣味の話一つにしても、昔のように何かにとことん凝るというのは少なく、楽そうなものを色々と広く浅く体験したい派が多いです。だから趣味はなんですか？と聞くと、この世代は「え〜。特には無いかな」といった答えが返ってきます。過去には「趣味？ なにそれ？」と大笑いされてしまったこともありました。もう完全にこの質問自体がおばさん世代だったのでしょね。

またこの世代は所有することにも、あまりこだわりがなく「リース」などで効率よく、飽きたらすぐ新しいものに乗換えられるスタンスで物選びをしています。「変える」ことに抵抗が無いといったほうが近いかもしれません。

若者のクルマ離れの話はよく耳にしますが、個人的にはクルマ離れなのではなく、単なる所有欲離れだと思っています。不便でさえなければ、クルマには興味あるのですが、保有する不便さ、すぐに変えられない不便さを嫌っているのではないのでしょうか。

そうそう先ほど趣味の話をしましたけど、私はこの笑われた経験を逆手にとって、初対面の方によく趣味を質問するようになりました。

趣味へのこだわりの深さで、所有欲の感覚と価値観を勝手に探っているのですが、今のところ意外とマッチしていて面白いです。

価値観は目まぐるしく変化します。今や小学一年生から一人1台タブレットが学校から配られ、つい数か月前まで幼稚園児だった子が一人でサラッとIDとパスワードを入力し、フォルダーに入ったWord書類を開いて宿題をやっている時代です。親世代との感覚の違いは想像以上です。当たり前、普通の基準がそもそも違うわけです。

そしてたった数か所でしたが、陸運関係の仕事をしてみて感じたのは、どこも価値観がまだ「昭和だな」ということ。【普通】の概念が昭和のままなのです。トイレ、更衣室、休憩所も男性ベースだったり、力仕事は男性、女性は掃除という分担だったり・・・一緒に仕事をした男性が「僕、力無いんです・・・」と困っていましたが、確かに私のほうがはるかに力がありました（笑）。得意、不得意でうまく関わらたらいいんですよね。だって募集内容は【簡単な仕分け作業！】でしたから、きっと彼は仕分けなら自分でもできるとして来たのでしょう。そしてこうやって、この業界は無理だな・・・とってしまう人が増えていくのか、と少し寂しい気持ちにもなりました。

2024年問題はあつという間にやってきます。巷でも言われているように次世代の若者がどれだけこの業界に来てくれるかも大切な要素です。そのためにも、みなさん感覚の変換はできていますか？

【新連載】「陸運業における死傷災害データの分析」第6回（最終回）

労働者が参画する安全衛生教育を模索しよう！

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士

陸運業における令和3年の死傷災害データを整理し、データ総件数（16,539件）を母数として分析してみました。

安全衛生推進者等を選任すべき事業場で発生した災害件数は、8,295件でした。（母数に対する割合は、50%となっています。）

安全衛生推進者等を選任すべき事業場とは、労働安全衛生規則第12条の2において常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とすると定められています。

令和3年の死傷災害データより各都道府県における10人以上50人未満の事業場での災害発生件数について全体に占める割合を区分し、一覧表にまとめてみました。

10人以上50人未満の事業場で発生した労働災害の割合区分	40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上
都道府県名	沖縄	宮城、山形、福島、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、山梨、愛知、鳥取、佐賀	北海道、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、富山、福井、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、徳島、愛媛、福岡、長崎、宮崎、鹿児島	岩手、島根、山口、香川、高知、熊本、大分
	1県	13都県	26道府県	7県

10人以上50人未満の事業場で発生している災害件数の割合が都道府県ごとに異なっています。

災害件数の割合が高いからといって、その事業場が危険な事業場だとは言えませんが、安全衛生推進者がどのような活動を行っているのか、興味が沸くところです。

安全衛生推進者は、安全衛生業務について権限と責任を有する者の指揮を受けて当該業務を担当することとあるように、事業者の指揮を受けて行うものです。

事業者は、安全衛生推進者の選任に当たって都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者（安全衛生推進者養成講習修了者）等、その業務を担当する必要な能力を有すると認められる者のうちから選任しなければなりません。

この必要な能力を有する者と認められる区分に①大学、高専を卒業後1年以上の安全衛生の実務経験者、②高校卒業後3年以上の安全衛生の実務経験者、③5年以上の安全衛生の実務経験者があります。

注意する点は、この①～③に該当する方を安全衛生推進者として選任する場合、その職務を適切に遂行するために、初任時（選任時）の研修を実施することが必要です。

これは、労働安全衛生法第19条の2に定められており、事業者が講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならないとなっています。

このあたりの取組が十二分に行われていないことが、10人以上50人未満の事業場での災害発生の件数の割合が多くなっている一因であるかもしれません。

ということで、安全衛生推進者に対する教育が、陸災防の各支部で行われているかどうか調べてみました。

毎年出されている業務報告の平成16年度から令和3年度において、安全衛生推進者養成講習及び安全衛生推進者能力向上教育を実施している都道府県は、19都道府県のみでした。

また、その受講修了者数は、減少の一途をたどっているため、労働災害の動向、技術革新の進展等社会情勢の変化に対応しうる能力向上の教育がなされているか、甚だ疑問です。

安全衛生推進者養成講習は、各都道府県の労働基準協会が実施しているところが多いのでこちらで受講されている運送事業者もあると思われますが、陸運業に適応した能力向上が求められるところです。

ここで安全衛生推進者の職務について、整理してみたいと思います。

職務については、労働安全衛生規則第12条の2の『**解釈例規**』の3項に次のように示されています。

- ① 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ② 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 安全衛生教育に関すること。
- ⑤ 異常な事態における応急措置に関すること。
- ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
- ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

となっています。

これらの職務について、災害事例を元にして考えてみました。

災害事例：運転席からの下車時に発生した死傷災害

A) 災害の発生概要

輸送先の自社事業所内において、給油のために、自家スタンドにトラックを停車し、運転席からの下車時に自家スタンドの油流出止め側溝に右足を取られて、転倒し、右足関節捻挫を負った。

B) 安全衛生推進者の職務の内容に照らし、着目するポイント

項目番号	職務の内容	着目するポイント
①	施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転席乗降用グリップ及びステップ使用状況 ● 安全靴（耐滑性能の有無）着用
②	作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● トラックの駐車位置（側溝位置の確認） ● 着地地点の状態の確認 ● 乗降方法
③	健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断結果（有所見者のフォロー） ● 拘束時間、連続運転時間等の確認 ● 疲労蓄積の有無確認
④	安全衛生教育について	<ul style="list-style-type: none"> ● 経験期間、経験内容に合わせた教育の実施 ● ヒヤリハット、危険予知及びリスクアセスメントの実施
⑤	異常な事態における応急措置に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急措置実施のための訓練
⑥	労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 不安全な状態、不安全な行動及び管理的な欠如の追求 ● 『なぜなぜ分析』の実施
⑦	安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似災害、同業他社における災害事例を収集し、作業者（運転者）に対策を考えさせる ● 自社労働災害統計の作成
⑧	関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 死傷病報告の作成と提出（原因と対策については、詳細に記述する） ● その他関係機関に対する対応

本件災害は、運転席からの乗降という日常の中で発生したものです。

また、本事業場での経験期間は浅いが、運転者としての経験期間は長い、高年齢ドライバーでした。また、早朝からの運行後、到着地（自社営業所）の自家給油スタンドにおいて発生していました。

日常、あまり注意を必要としない行動が、その作業場所の状況によっては、災害につながっていく事例です。

作業者（運転者）が常に危険のポイントを考え、行動できる安全教育を安全衛生推進者は、実施していかなければなりません。

一見軽微な内容の災害であっても、考えなければならないポイントは多岐に渡ります。

忙しい日常の中で事業者と安全衛生推進者だけでは、事業場の安全確保は難しいでしょう。

特に、着目するポイントに示す太字で記載した内容は、現場の実態を考慮して労働者にも考えてもらうように取り組んでみてはいかがでしょうか。

労働者が自らの安全について考え、取り組んでいけるような労働者参画型の安全衛生教育に変革しなければなりません。

日常に流されていくのではなく、自らが考えることができる労働者を育てられるように安全衛生推進者の職務を見つめ直して、安全衛生教育の活性化を進めていきましょう。



—持続性のある改善—

【支部の活動（フォークリフト運転競技大会）】

**全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されています
（開催日及び上位者の紹介）**

陸災防が9月30日(土)、10月1日(日)中部トラック総合研修センター(愛知県みよし市)にて実施します「第38回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦のため、また、労働災害防止の推進のため、各都道府県支部で「フォークリフト運転競技大会」が開催されております。

各支部の大会開催日及び6月30日までに開催された各県大会の上位者をご紹介します。

令和5年度 支部開催「フォークリフト運転競技大会」開催一覧

都道府県	開催日	都道府県	開催日	都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	8月5日(土)	千葉県	学科:7月24日(月) 実技:7月29日(土)	愛知県	6月24日(土)	香川県	6月17日(土)
青森県	7月8日(土)	東京都	9月3日(日)	三重県	7月1日(土)	愛媛県	6月25日(日)
岩手県	8月5日(土)	神奈川県	8月19日(土)	滋賀県	7月29日(土) 共同開催	高知県	9月2日(土)
宮城県	7月23日(日)	新潟県	7月2日(日)	京都府		福岡県	9月3日(日)
秋田県	8月23日(水)	富山県	7月28日(金)	大阪府		佐賀県	7月15日(土)
山形県	7月15日(土)	石川県	8月19日(土)	奈良県	8月5日(土)	熊本県	7月9日(日)
福島県	6月17日(土)	福井県	8月26日(土)	和歌山県	8月25日(金)	大分県	8月5日(土)
茨城県	5月20日(土)	山梨県	7月29日(土)	岡山県	8月3日(木)	宮崎県	9月2日(土)
栃木県	7月15日(土)	長野県	9月2日(土)	鳥取県	7月22日(土)	鹿児島県	7月22日(土)
群馬県	5月27日(土)	岐阜県	7月14日(金)	山口県	7月13日(木)	沖縄県	8月26日(土)
埼玉県	7月22日(土)	静岡県	8月26日(土)	徳島県	6月25日(日)		

6月30日までに開催された各県大会の上位者 (敬称略)

支部名	部門	第1位	第2位	第3位	第4位
福島県	一般	鈴木貴則	早川 司	松井勝之	
茨城県	一般	鈴木裕也	中山哲也	中村 翔	
	女性	米川真穂	鯨岡芽生	西原可奈江	
群馬県	一般	飯島悠人	島村 聡	近江浩之介	
	女性	坂才晴菜			
愛知県	一般	岡田洋祐	鈴木圭介	石垣佳大	福岡和幸
	女性	加藤菜々子			
徳島県	一般	奥村 渉	浮田政樹	栗本秀明	
香川県	一般	角先大和			
愛媛県	一般	東 佑樹	白崎将駿	竹田大佑	



福島県大会上位者の方々



茨城県大会上位者の方々



群馬県大会上位者の方々



愛知県大会上位者の方々



香川県大会優勝者



徳島県大会上位者の方々



愛媛県大会上位者の方々

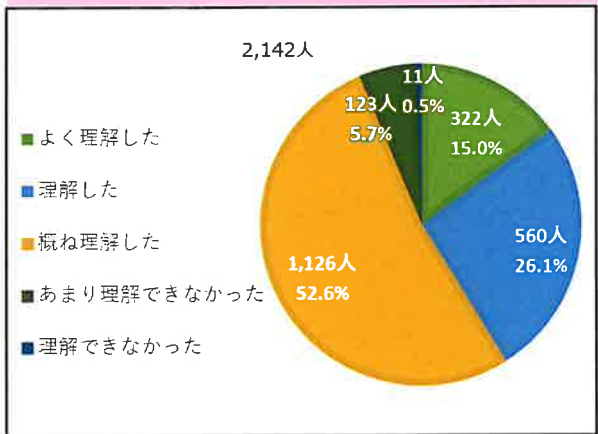
令和4年度 陸運事業者のための安全マネジメント研修 アンケート結果

運輸安全マネジメント（以下「運輸安全M」という。）は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（以下「RIKMS」という。）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼としています。

令和4年度厚生労働省補助事業として、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説を行う研修を行いました。

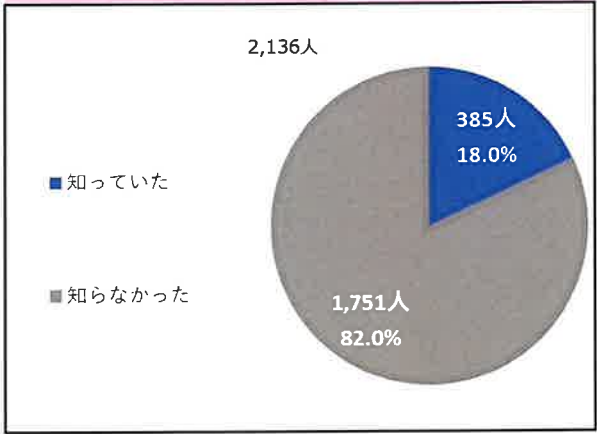
全参加者2,220名のうち、2,144名の方々から回答を得たアンケートの一部を紹介します。

1 運輸安全M及びRIKMSの内容は理解できましたか？



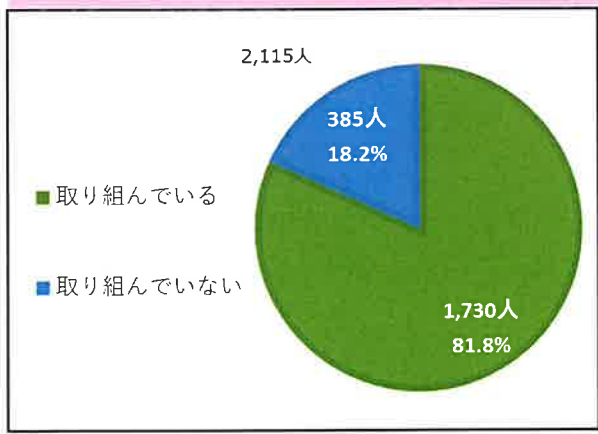
難しい内容のように感じられますが、この研修で9割以上の受講者が内容を理解できたと回答しています。

2 RIKMSを知っていましたか？



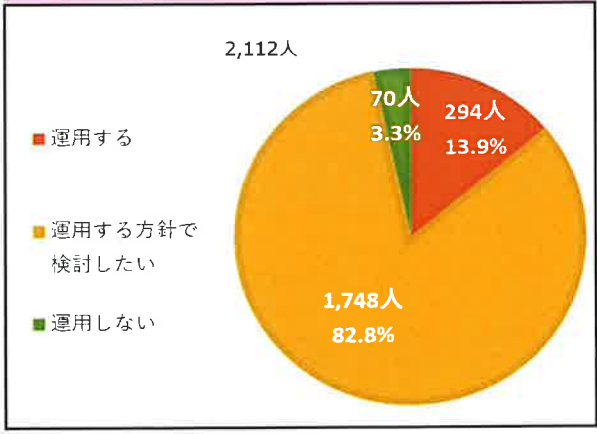
8割以上の受講者が知らなかったと回答しており、今後もRIKMSを広げる活動が大切なことが分かります。

3 現在、運輸安全Mを取り組んでいますか？



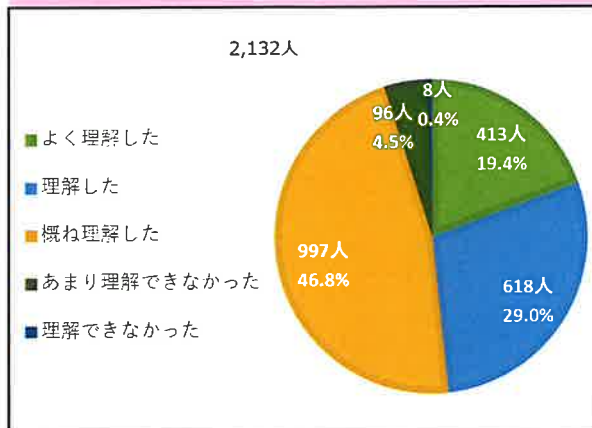
多くの事業場で取り組んでいるものの、まだ2割弱の事業場では取り組まれていないことが分かりました。

4 今後、運輸安全MとRIKMSを一体的に運用しますか？



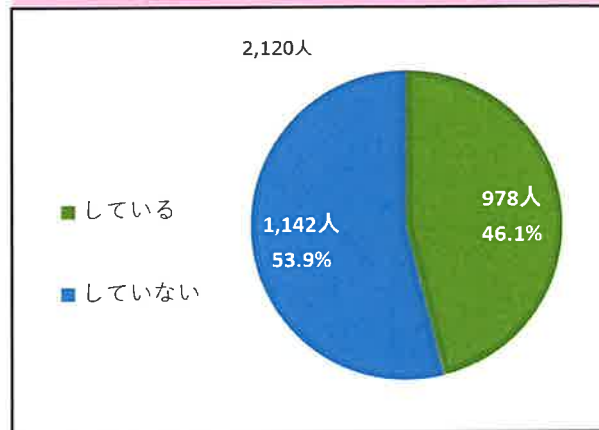
今回の研修を受講し、ほとんどの事業場で一体的に運用する方向であると回答を得ました。

5 リスクアセスメントの内容は理解できましたか？



今回の研修を受講し、ほとんどの事業場がリスクアセスメントの内容を概ね理解できたと回答を得ました。

6 リスクアセスメントを実施していますか？



半数以上の事業場でリスクアセスメントは実施されていないことが分かりました。

まとめ

義務化されている運輸安全Mは、8割以上の事業場が取り組まれておりましたが、RIKMSについては、今後も認知度を高める必要があるとのアンケート結果となりました。

いずれも事業者として取り組んでいかなければならない内容のものであることから、当協会では、令和5年度におきましても全国にて「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を開催いたします。

研修では、2つのマネジメントを理解し、一体的に運用することにより、効果的に事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図ります。

また、運輸安全（労働安全衛生を含む）水準の向上のための、P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）サイクルを回す管理手法及び、リスクアセスメントの具体的な進め方を学び、事業者の取組を促し、事故及び、労働災害の削減につなげます。

次頁に開催のご案内を掲載しておりますので、是非、多くの皆さまにご参加いただきたいと考えております。



令和5年度厚生労働省補助事業

陸運事業者のための安全マネジメント研修

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～



参加費
無料

この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。

運輸安全マネジメント（運輸安全M）は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全Mは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として取り組んでいかなければならない内容のものです。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効率的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説します。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

- 内 容： (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)
 (2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)
 (3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 各都道府県支部

「陸運事業者のための安全マネジメント研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	9月6日(水)	北海道トラック総合研修センター	岡山	2月5日(月)	岡山県トラック総合研修会館
秋田	9月4日(月)	秋田県トラック協会	広島	9月5日(火)	広島県トラック協会 北部研修センター
山形	8月2日(水)	山形県トラック総合会館	山口	9月26日(火)	山口県トラック協会研修会館
福島	12月1日(金)	福島県トラック協会 県庁研修センター	香川	2月2日(金)	香川県トラック総合会館
茨城	2月21日(水)	茨城県トラック総合会館	愛媛	2月9日(金)	愛媛県トラック総合サービスセンター内
栃木	10月5日(木)	栃木県トラック協会	福岡	1月17日(水)	福岡県トラック総合会館
群馬	11月2日(木)	群馬県トラック総合会館	佐賀	11月27日(月)	佐賀県トラック協会研修会館
埼玉	8月24日(木)	埼玉県トラック総合会館	長崎	11月17日(金)	長崎県トラック協会研修会館
神奈川	9月28日(木)	神奈川県トラック総合会館 7階大研修室	熊本	11月21日(火)	熊本県トラック協会 研修センター2階
新潟	10月30日(月)	新潟県トラック総合会館 6階会議室	大分	10月11日(水)	大分県トラック会館
富山	9月30日(土)	富山県トラック会館 3階研修室	宮崎	10月13日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館
福井	11月4日(土)	福井県トラック総合研修会館	鹿児島	9月27日(水)	鹿児島県トラック研修センター
山梨	11月2日(木)	山梨県自動車総合会館4階	沖縄	10月20日(金)	九州沖縄トラック研修会館 5F研修室
長野	10月19日(木)	長野県トラック協会	宮崎	10月13日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館
岐阜	1月16日(火)	不二羽鳥文化センター 401大会議室	鹿児島	9月27日(水)	鹿児島県トラック研修センター
静岡	10月25日(水)	静岡県トラック協会 研修センター	沖縄	10月20日(金)	九州沖縄トラック研修会館 5F研修室
右の都府県につきましては、開催日程が決定次第ご案内いたします。			青森、岩手、千葉、東京、石川、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、高知		
右の県につきましては、終了しております。			宮城		

小企業無災害記録表彰〔令和5年6月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	SGムービング株式会社仙台営業所	27名	令和2年4月1日～令和5年3月31日	宮城県
第1種	カイハツ生コン輸送株式会社	10名	令和2年4月1日～令和5年3月31日	宮城県
第1種	カホク運送株式会社	33名	令和2年4月1日～令和5年3月31日	宮城県
第1種	釜淵運送有限会社宮城営業所	7名	令和2年4月1日～令和5年3月31日	宮城県
第1種	株式会社北宮城運輸	25名	令和2年1月12日～令和5年1月11日	宮城県
第1種	京和運輸株式会社仙台営業所	11名	令和元年7月28日～令和4年7月27日	宮城県
第1種	豊里貨物運送株式会社	9名	令和2年2月5日～令和5年2月4日	宮城県
第1種	南東北福山通運株式会社気仙沼営業所	15名	令和2年4月27日～令和5年4月26日	宮城県
第1種	諸星運輸株式会社 仙台ロジスティクスセンター	45名	令和2年4月1日～令和5年3月31日	宮城県
第2種	有限会社武山商運	48名	平成30年1月18日～令和5年1月17日	宮城県
第2種	配達興産株式会社	18名	平成30年4月3日～令和5年4月2日	宮城県
第2種	株式会社トーリック群馬営業所	33名	平成30年4月21日～令和5年4月20日	群馬県
第3種	有限会社黒潮重機興業	16名	平成26年2月22日～令和3年2月21日	宮城県
第3種	丸永運送株式会社仙台支店	29名	平成25年10月24日～令和2年10月23日	宮城県
第3種	有限会社マルエ運送本社営業所	38名	平成27年10月27日～令和4年10月26日	宮城県
第3種	株式会社三條商事	10名	平成27年12月9日～令和4年12月8日	宮城県
第3種	株式会社ベストワーク	20名	平成27年12月1日～令和4年11月30日	宮城県
第3種	塩釜陸運株式会社福島営業所	19名	平成28年4月1日～令和5年3月31日	福島県
第4種	有限会社勝又運輸	10名	平成25年4月8日～令和5年4月7日	宮城県
第4種	有限会社大藤運輸商事	8名	平成25年4月1日～令和5年3月31日	福島県
第4種	浪江運送有限会社	7名	平成25年4月1日～令和5年3月31日	福島県
第5種	会津本郷貨物運送株式会社	31名	平成19年8月25日～令和4年8月24日	福島県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、
第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

小企業無災害記録証交付〔令和5年6月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
30年	有限会社八木運輸本社営業所	8名	平成3年6月29日～令和3年6月28日	群馬県

小企業無災害記録証は、小企業無災害記録表彰第5種取得後も無災害を継続している事業場に対して、その実績を評価し、当該事業場の自主的安全活動の一層の促進を図ることを目的として、第5種無災害記録樹立後5年ごとに交付されるものです。

●申請方法

本表彰、本記録証の交付は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

第59回全国陸災防大会を青森県にて開催します



第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 青森

開催日時 令和5年11月9日(木)
13:00～17:00（開場 12:00）
会 場 リンクステーションホール青森（青森市文化会館）
青森市堤町1丁目4番1号



主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
後援 厚生労働省・国土交通省・警察庁・青森県・青森市
協賛 中央労働災害防止協会・各業種別労働災害防止協会
(公社)全日本トラック協会・(公社)全国通運連盟
(一財)全日本交通安全協会

プ ロ グ ラ ム

開 場		12:00
I 大会式典		13:00~14:20
国歌演奏		
黙 禱		
開会の辞	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 青森県支部長	
挨拶	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長	
来賓祝辞	厚生労働大臣 国土交通大臣 警察庁長官 青森県知事 青森市長	
表 彰	安全衛生表彰(優良賞・進歩賞・功労賞・功績賞・団体賞) 優良フォークリフト等運転者表彰 安全衛生標語入選作品表彰	
第38回全国フォークリフト運転競技大会開催報告		
大会宣言	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 開催地ブロック代表支部長	
	◇ アトラクション 「青森ねぶた正調囃子保存会」 ◇	
II 講 演		14:50~15:10
	「最近の労働安全衛生行政の動向」 厚生労働省労働基準局 安全衛生部長	
III 事例発表		15:20~15:45
	「人の和・日本一事故のない会社を作ろう」 三八五流通株式会社 取締役 管理副本部長兼人事部長 松山 博明 様 執行役員 安全品質部長 野辺地 等 様	
IV 特別講演		15:50~16:50
	「青森ねぶた 50年の変遷」 青森ねぶた制作者 第五代名人 千葉 作龍 様	
閉会の辞		17:00

災害事例
と
その対策

ウイング車の荷台から降りる途中で 転落し重傷

- 1 事業の種類：運送業 従業員40名
- 2 発生時・場所：16時半頃・自社構内
- 3 被災者：運転者 50代 経験8年
- 4 傷病の程度：頭蓋骨後部打撲、頸椎損傷、腰部・臀部に打撲傷
- 5 災害発生状況

1日の作業が終わり帰社後、翌日の作業指示を受けた。準備のため自社構内資材置き場で、最大積載量3.25tウイング車の荷台からパレットを卸す作業を単独で始めた。

ウイング車がなかなか移動しないので、手間がかかっていると思い同僚が被災者の手伝いに出向いたところ、地面にあおむけに倒れ血を流している被災者を発見した。直ちに救急搬送され手術が行われた。

現場の車両は左側ウイングが開けられ、後部のアオリが下りていた。前部のアオリは立てられていたが荷台中央の中間板のバネカン（立てたアオリを固定する部品）は外れていた。また、パレットは荷台の後部左側に2列に整理してあった。

当初の作業手順は、

- ① 駐車した車両の左ウイングを開けて前部と後部のアオリを下ろす。
- ② 荷台に乗り込む。
- ③ 荷台に敷いてあったパレットを荷台の後部に集めて2列に並べる。
- ④ 荷台から降り、パレットを卸すフォークリフトを取りに行く。

であったが、①の途中、前部アオリの中間板側のバネカンを外した後で、後部アオリだけを下ろし作業を行うことに切り替えた。外していたバネカンの掛け直しは行わなかった。

荷台から後ろ向きに降りる途中、下ろしたアオリの留め金具に足をかけ、前部のアオリに手をかけたところ、前部のアオリのバネカンを外していたためアオリが動いて手が滑り、そのまま後ろ向きに転落した。ゴム引き軍手、安全靴は着用していたが、保護帽は着用していなかった。



ウイング車のイメージ写真



中間板のバネカン（赤丸内）

6 原因

- (1) 物の不安全な状態
 - ・前部アオリが固定されていなかった。
 - ・保護帽着用のルールがなく、運転者任せであった（荷主事業場内では着用していた）。
 - ・昇降時のルールがなく、運転者任せであった。
 - ・適切な昇降設備が準備されていなかった。
- (2) 人の不安定な行動
 - ・作業手順を変更した。
 - ・自社構内の荷台上での作業では、保護帽を着用しなかった。
 - ・荷台から降りる時に、手をかけるアオリの状態確認を行わず、滑りやすいアオリの留め金具に足をかけ降りようとした。
 - ・昇降設備を使用した昇降が行われなかった。

(3) 管理面での不安全な要因

- 管理者は、使用する車両の積載 t 数から、法的に保護帽の着用義務、昇降設備の使用義務がないため、運転者本人が注意すべきことだと認識していた。
- 保護帽の着用は荷主の要請に基づいて行っているのに、自社が安全について配慮すべきだという認識をしていなかった。
- 自社構内でしばしば保護帽を着用せず、荷台上での作業が行われていることを知っていたが、荷役作業ではなく準備作業であることから、同じ荷台上の作業だという認識はなかった。
- 昇降設備については、コスト増につながり作業的にも手間が増えて従業員から好まれないことと、いままで擦り傷などの軽傷の事故しかなかったことから、運転者に昇降の方法を任せていた。

7 安全対策

(1) 物の不安全な状態

- 保護帽の使用について、自社内でのルールを作る。
- ウイングを開けアオリを下ろす作業では、確認すべきポイントを決めた手順を作成する。
- 三点支持ができ、安全に昇降できる手段を決める（車載型、外部設備等の昇降設備の設置など）。

(2) 人の不安全な行動

- 作業手順を遵守する。
- 保護帽使用のルールを作り、使用状況を監視する。
- 三点支持ができ安全に昇降できる手段を決め、その順守状況を監視する。

(3) 管理の不安全な要因

- 従業員の安全の確保は自社の責任であることを認識し、法令の「事業者が行うべき措置」を勘案した社内ルールを作成し、管理者を選任する。
- 決めたルールや作業手順について従業員に指導・教育を行い、その遵守状況を定期的に巡視、確認する。

荷主等の事業場での作業では、手順を守り保護帽等の個人保護具を使用して作業を行っている運転者でも、自社での作業では「不安全的な状態」で「不安全的な行動」を起こしている例が、死亡災害の事例に散見されます。

同じ作業を行うのであれば、作業する場所とは関係なく同じように危険なはずなのに、自社事業場の中では何故か、自分で自分を許し会社も特に咎めだてをしない。ルールを作っても強く言わず大目に見ている、というようなことはないでしょうか。安全に関してはもっと強く従業員を指導するべきではないか、と考えます。



昇降設備の例





クールワークキャンペーン

Cool Work, Safe Work

主催:厚生労働省 / 労働災害防止団体等 令和5年

厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。運送業においては2021年と比べると2022年の熱中症による死傷者数(速報値)は倍増しており、依然、建設業、製造業に続く発生件数となっています。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を会員様向けに特別価格で販売いたします。

STOP! 熱中症



A 熱中症対策ウォッチ カナリア

通常価格 4,950円 ▶ 会員特別価格 **4,208円** (税込)

“あなたが熱中症になる前に音と光でお知らせ”します

NEW

01 簡単操作
電源ボタンを押し、手首に着用するだけでそのままご使用いただけます。

02 耐久性
防塵・防水性能は安心のIP67、夏のヘビーユースを想定した設計です。

03 管理不要
ワンシーズン使い切りというコンセプトで充電する手間はがありません。

日本製NETIS登録技術 特許取得済み技術 **Biodata bank**

使い方

腕に巻くだけで、
深部体温の上昇を検知し、
アラームが鳴ったらLEDが赤から緑の点滅に変わるまで必ず休憩!

暑熱下でのリスクを、事前に知らせる。
子どもから、お年寄りまで、人それぞれに潜む暑熱下でのリスクを、事前にお知らせします。

「熱中対策ウォッチ カナリアTM」は、暑熱下でのリスクを検知して、あなたが一大事になる前にアラームとLED表示でお知らせし、塩分・水分補給や涼しい場所での休息を促す、3ヶ月使い切りの**ウェアラブルデバイス**です。

B マイファンプラス マルチクリップ

通常価格 3,960円 ▶ 会員特別価格 **3,366円** (税込)

小型なのに大風量の充電式モバイル扇風機

マクネットとこもでファン
MYFAN PLUS
マイファンプラス マルチクリップ

小型軽量強力ファン
+ マルチクリップ

風量4段階調節

強カクリップ固定
キャップに

POWER 大風量
マイファンプラス

レジャー・スポーツ・屋外ワークに!

ロッカーにも デスクファブに

帽子や日傘、バッグやベルト等に装着できる(着脱式)専用ラバークリップ「マルチクリップ」付き。マグネット内蔵でハンズフリーで送風でき、ハンディファンや卓上ファンとしても使えます。

マルチアジャスタブルクリップ 様々なキャップに対応 ●付属品:マルチクリップ/専用USBケーブル

C クールタオル(仕事猫)

通常価格 880円
▶ 会員特別価格 **748円** (税込)

ぬらして、絞って、振るだけで心地よいひんやり感

●サイズ:H900×W300mm
●材質:ポリエステル
●PP投入

防ごう!
熱中症!

D マジクールEX

通常価格 1,628円 ▶ 会員特別価格 **1,384円** (税込)

水を含ませて首に巻くだけで冷感が長時間持続するネッククーラー

繰り返し使えるのでエコで経済的!

MAGICOOL

●サイズ:H55×W570mm

蒸気(蒸発) 水分 吸熱

気化熱作用で首回りを冷却。太い血管が多く集まる頸部を冷やします。

マジクール
水だけで冷感持続
20分間

速はれて800%冷却

スウェットとひんやり 冷感持続

日本特許 第4204904号



クールワークキャンペーン
Cool Work, Safe Work

STOP!
熱中症

発症時、
緊急時の
措置を確認!

E 働く人の熱中症予防
～暑さから身を守ろう～

通常価格 110円 ▶ 会員特別価格 **94円** (税込)

中央労働災害防止協会 編
8頁/4色刷 A5判 定価 110円

熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラリーによるプレクーリングの効果なども紹介。

改訂 第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊!

F リスクを知って防ごう熱中症
暑くなる前に備える

通常価格 275円 ▶ 会員特別価格 **234円** (税込)

堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編
16頁/4色刷 A6判 定価 275円

現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。WBGT値の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。現場の日常的な管理に最適。

改訂 第3版 携帯できるポケットサイズ

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品 申込書

お申込先 **FAX 03-3453-7561** (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2023

貴社名	
ご住所〒	
ご所属	ご担当者
TEL	FAX

品名	No.	金額 (税込)	数量
A 熱中対策ウォッチ カナリア	45378	4,950円 ▶ 会員特別価格 4,208円	
B マイファンプラス マルチクリップ	45375	3,960円 ▶ 会員特別価格 3,366円	
C クールタオル 仕事猫	45055	880円 ▶ 会員特別価格 748円	
D マジクール EX	45366	1,628円 ▶ 会員特別価格 1,384円	
E 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～	21548	110円 ▶ 会員特別価格 94円	
F リスクを知って 防ごう熱中症 暑くなる前に備える !!	21630	275円 ▶ 会員特別価格 234円	

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

1 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	880円
2 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,650円
3 購入図書・用品の合計額が22,000円以上の場合	2,420円

◆ 新刊・新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様の都合によるご注文商品の返品・交換はお受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844



業種別労働災害発生状況（令和5年速報）

令和5年6月7日現在

死亡災害						
	令和5年1～5月 [速報値]		令和4年1～5月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	244	100.0	274	100.0	-30	-10.9
製造業	51	20.9	62	22.6	-11	-17.7
建設業	71	29.1	96	35.0	-25	-26.0
交通運輸事業	4	1.6	3	1.1	1	33.3
陸上貨物運送事業	37	15.2	29	10.6	8	27.6

死傷災害						
	令和5年1～5月 [速報値]		令和4年1～5月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	42,201	100.0	41,808	100.0	393	0.9
製造業	8,858	21.0	8,543	20.4	315	3.7
建設業	4,543	10.8	4,619	11.0	-76	-1.6
交通運輸事業	1,069	2.5	1,078	2.6	-9	-0.8
陸上貨物運送事業	5,395	12.8	5,600	13.4	-205	-3.7

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年6月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和5年1～5月	37	7	2	2	1	3	3	18	0	1
令和4年1～5月	29	8	1	4	3	0	3	10	0	0
対前年増減	8	-1	1	-2	-2	3	0	8	0	1

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年6月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和5年1～5月	5,395	1,401	1,119	404	221	125	255	556	260	1	932	121
令和4年1～5月	5,600	1,514	1,157	398	241	135	264	569	238	3	959	122
対前年増減	-205	-113	-38	6	-20	-10	-9	-13	22	-2	-27	-1

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

【死亡災害】

死亡災害は37人となり、前年同月と比べて8人の増加となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が18人（前年比+8人）と最も多く発生しており、死亡災害の48.6%（前年同月は34.5%）を占めている。

【死傷災害】

死傷災害は5,600人となり、前年同月と比べて205人の減少となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、死亡災害と同様に「交通事故（道路）」(+22人)が増加している。一方で、「墜落・転落」(-113人)、「転倒」(-38人)、「動作の反動・無理な動作」(-27人)、は減少している。

陸運業 死亡災害の概要（令和5年）

令和5年6月7日現在

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
5年 5月 31日	墜落、転 落	フォークリフト	男性	60	貨物自 動車運 転者	10 年	フォークリ フトの運 転	2t車運転者が配送を終え帰社（段ボール工場の構内）し、荷台の空パレットを出すための1.5tリーチ式フォークリフトを2t車脇まで運転して移動の際、プラットホームからの下りスロープを後進中、同車が脱輪し35cm下の地面に落ちて倒れ、頭が同車ヘッドガードの下敷きとなった。落ちる直前、別作業で荷を運搬中のリーチフォークが追走して急接近しており、被災者が危険を感じて運転を誤った可能性がある（調査中）。スロープの端部にガードレールを設置し、又は誘導者を配置する等の転落を防止するための必要な措置は講じていなかった。
5年 5月 4日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	53	貨物自 動車運 転者	20 年	飲料水の 配送業務	令和5年5月4日午前5時00分頃、高速道路のトンネル入口付近において、飲料水を積載した貨物自動車（ウイング車）を運転していた被災者が、同トンネル内の追越車線側の外壁に衝突し、死亡したも

（注）後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 実施中！

令和5年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

7月は重点取組期間です！一層のお取り組みを！

1 職場における熱中症の現状

令和4年の熱中症による死傷者数は827人で、令和3年と比較すると266人の大幅な増加となりました。死亡者数については30人と令和3年より10人増加しました。運送業においては、死傷者数は129人で令和3年と比べて68人の大幅増加となり、死亡者数は1人となりました（前年同）。

表 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成30年～令和4年） (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全業種	1,178(28)	829(25)	959(22)	561(20)	827(30)
うち運送業	168(4)	110(2)	137(0)	61(1)	129(1)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

2 運送業における熱中症

運送業における令和4年の熱中症による死亡災害1人に関する事案は次のとおりです。

- 被災者は8時頃から派遣先事業場において、野菜の洗浄作業を行っていた。
11時頃に体調不良を訴え、すぐに病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
(50歳代、気温30.7度)

3 職場における熱中症予防対策の取組

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に示されている事項にお取り組みください。

(キャンペーンの詳細は次のURLからご覧ください。)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

特に、次の点に留意願います。

- (1)屋内作業も含め、JISに適合したWBGT値測定器を準備して、暑さ指数を測りましょう。
- (2)暑い場所で重い荷物を運ぶ作業は、特に気流を感じないとき、身体に大きな負担がかかります。休憩時間の確保や、条件を考慮したWBGT基準値を用いて作業中止を含めた作業計画を作りましょう。
- (3)体調不良や睡眠不足など、その日の労働者の健康状態に気を付けるとともに、熱中症の初期症状に気付くようにしましょう。
- (4)体調に異変を感じたときは、躊躇せず同僚や管理者に知らせよう、あらかじめ労働者に知らせてください。熱中症の症状は急激に悪化するので、病院への搬送や救急隊の要請を行いましょう。

安全ポスターのご案内

荷役作業の労働災害防止にご活用ください！



令和5年度安全衛生標語荷役部門優秀作品「荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット」をテーマとした「安全ポスター No.83」を頒布中(価格210円(税込))です。

ポスターを荷役作業の労働災害防止にご活用ください！

品名：安全ポスター No.83
価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

編集後記

過労死等の労災補償状況が発表となりました。陸運業においては、若干の減少はみられたものの、請求件数が増加するなど予断は許されない状況です。

近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と問題点について特集しています。併せて7月5日に開催された第3回フォークリフト安全の日の内容についてもご紹介しています。

あっという間に2023年の半分が過ぎ、年の後半が始まりました。歳を重ねるごとに時間の流れが速くなっていくように感じます。流れに身を任せ過ぎず、一日一日を大切にしていきたいですね。

今月の表紙 八甲田の湿地帯（青森県青森市）

八甲田連峰はどれも四方にきれいな裾を開くようになっており、多くの川が流れるほか、上流には美しい渓谷や滝が見られます。火山の名残である地獄沼などの噴気孔跡や温泉、湿地帯が数多く散在し、大小無数の沼は湿原植物の宝庫となっています。

陸運と安全衛生 2023年7月号 No.651

2023年7月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内
電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))